

# 告示

## 埼玉県自動車税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和四年十一月二十二日

埼玉県自動車税事務所長 根岸 幹一郎

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社かまや川口サービス	代表取締役 中山 桂一	埼玉県川口市朝日三丁目一番二十一号	令和四年十月八日